

平成 29 年度 第 2 回加賀市健康福祉審議会 障害者分科会会議録(発言要旨)

※発言内容については、発言趣旨を損なわない程度に変更・修正している箇所があります。

□と き 平成 29 年 11 月 30 日 (木曜日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

□ところ 市役所別館 3 階 302・303 会議室

□出席者 長谷川委員、西野委員、山本委員、本田委員、寺田委員、樫尾委員、永山委員、谷井委員、河野委員、吉野委員、富田委員、篠原委員

(欠席者) 宮本委員、西委員、大脇委員、河波委員、前田(由)委員、前田(崇)委員

□事務局 (健康福祉部) 高川部長

(ふれあい福祉課) 森岡課長、佐藤係長、東野係長、西島主査、辻主査、喜多主査

□開会 (午後 1 時 30 分)

(事務局)

冒頭に、皆様にお願いとご報告を申し上げます。

この会議におきましては、公開となっております。音声も議事録作成のため、録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、金城大学 西 郁代子 (にし かよこ) 様、石川県南加賀保健福祉センター 大脇 修 (おおわき おさむ) 様、くれよんめいと 前田 由希栄 (まえだ ゆきえ) 様、加賀公共職業安定所 前田 崇旬 (まえだ たかひと) 様、石川県立錦城特別支援学校 宮本 直哉 (みやもと なおや) 様につきましては、ご都合によりご欠席とのご連絡を頂いております。

次に、本日の資料について、確認をいたします。

本日の資料は、分科会の「次第」、資料 1 から資料 4 までを、事前に皆さまへご送付いたしております。

当日資料として、「座席表」、「加賀市手話施策推進協議会 委員名簿」、「ご意見・ご質問の内容」、「ふれてみるいしかわの文化展加賀展」のチラシを、配布いたしております。

皆さまへの送付・配布漏れがありましたら、お申し付けください。

ただいまから第 2 回加賀市健康福祉審議会障害者分科会を開会いたします。

初めに、健康福祉部長の高川がご挨拶を申し上げます。

(健康福祉部長)

みなさんこんにちは。お忙しい中、障害者分科会に出席いただきありがとうございます。また、日頃より福祉行政にご協力ご理解いただきありがとうございます。

加賀市では、10月30日から第2期目の宮元市政と18名の市議会議員の4年の任期がスタートしております。昨日より、12月議会も開始されております。宮元市長は、第2期の市制の政策提言としまして、5つの新たなビジョンを提案しております。そのひとつに、福祉分野として「人生百年時代に備えるまち」を目指すとしております。そのビジョンの中で障がい関係につきましては、「誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現をめざし、AIも活用した障がい者支援の推進をすとしております。第5期計画におきましてもその施策を進めてまいりたいと

思っております。

今年度2回目の分科会となります。

前回は、障がいのある人（子ども）の状況、第4期計画の進捗状況、第5期計画等にかかる国の基本方針の見直し、また、策定のためのアンケート調査等について、ご審議いただきました。

今回は、計画策定のため、4点ご審議いただきます。

1点目は、地域生活支援事業の評価についてです。

地域生活支援事業は、市が実施主体となり、障がいのある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や障がいのある方等の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的として行う事業となっております。

今回は、加賀市じりつ支援協議会において行った評価について、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

2点目は、加賀市手話施策推進方針（案）についてです。

当施策推進方針（案）は、手話施策推進協議会において策定いただいており、この方針（案）については、障がい者計画に盛り込むこととなっております。

3点目は、第5期計画策定のためのアンケート調査結果についてです。

調査結果の集計結果から考察を行い、考えられる課題をお示しいたします。

4点目は、第5期計画等の骨子（案）についてお示しいたします。

骨子案が出来上がりましてから、次回第3回の分科会におきまして、第5期の計画案をお示しいたしたいと思います。

以上、4点の議事内容となっておりますが、皆様からの忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

（事務局）

それでは、議事にはいらさせていただきます。長谷川会長に進行をお願いします。

（長谷川会長）

委員のみなさんこんにちは。本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は議題がボリュームがありそうですので、なるべく早く進行していきたいと思えます。終わりの予定は15時30分になっておりますが、途中で今回は何としても10分の休憩をはさみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次第に従いまして議事を進めたいと思えます。本日の議題について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、委員18名中、現時点で12名が出席をいただいております、過半数に達しておりますので、加賀市健康福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事の（1）を事務局より説明をお願いします。

（事務局）

資料1について説明

(長谷川会長)

資料1の説明が終わりましたので質疑応答に入りたいと思います。まず、各委員より事前に提出いただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

①「相談支援事業」及び「相談支援機能強化事業」に関連して【意見】について。

ご指摘のとおり、基幹相談支援センターでは担う機能を考えたとき、専門性の高い職員の配置は必要なことと考えております。具体的なことについてはこれから検討していくこととはなりますが、基幹相談支援センターの設置を検討する際には、一般相談支援事業所の委託内容の見直しはもちろんのこと、委託費のことも含めて行っていくこととなります。

②一人の相談支援専門員が担える利用者の上限数の設定について【意見】について。

一旦ご質問に対し直接的にお答えしたものではありませんが、当課としましても、適正配置を考えるうえで単純計算では実態把握には十分ではないと考えており、詳細な分析をする際には当然人数のほか、モニタリング頻度、委託相談と計画相談の役割の整理等も勘案して検討する必要があると考えております。

(長谷川会長)

議事の(1)の事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(樫尾委員)

評価7番、意思疎通支援事業についてです。手話通訳士の加賀市医療センターへの派遣状況について、また他の医療機関への手話通訳士の派遣状況について、わかっていることを教えてください。

(事務局)

平成28年度の手話通訳の派遣件数は、全体で367件の派遣がありました。そのうち、医療機関への派遣が172件、加賀市医療センターへの派遣は92件。また、他の医療機関への派遣も80件となっております。

(樫尾委員)

手話通訳を依頼した人の、意思疎通は、どこまでできたのかを知りたい。自分の症状についてドクターやナース、その他医療スタッフは、派遣を依頼した人の病状をどこまで把握できたのか。そこまで、調べてありますか。

(事務局)

これまで依頼のあった分に関しては、全て派遣しています。また、内容についてわからなかった、意思疎通が図れなかった等の苦情はまだありません。

(永山委員)

今年の3月に手話言語条例が制定されました。ろうあ協会としても、医療機関や施設などでスタッフの皆さんにコミュニケーションが伝わるような勉強会を開いてもらえたら、と思います。以前もこの話はしていますが、そのあと発展しているかがわからないし、これから我々も高齢化してきますので、施設や老人ホームへ行かなければならなくなると思います。現場のスタッフの皆さんの理解やコミュニケーションの方法などを工夫してもらえたらと思います。そのためにも、

研修会の場を設けてもらえたらと思います。

(事務局)

手話通訳士の派遣は、全国的に見ても、医療機関への派遣が一番多くなっています。平成28年度の派遣実績を見ましても、医療機関への派遣が全体の派遣の46.9%を占めています。今のところ、医療機関への手話通訳の派遣につきましても、依頼分のすべてに対して派遣しています。その他の派遣依頼に関しても、申請があったものに対してはすべて派遣しています。

永山委員が言われたように、今後は施設やサービス機関などの他機関への手話通訳の派遣が増えていくと思われます。詳しくは、次の手話施策推進方針で説明したいと思います。

(谷井委員)

第4期の活動の総括は、どのように公開されるのか。実績の総括があって、第5期の計画への反映がなされると思います。第4期の活動実績への評価、総括はどのように公開されるのか。スケジュールも含めて知りたい。

(事務局)

第4期の総括については、前回の分科会で実績の報告をしています。その中で、議論していただいたと認識しています。

(谷井委員)

加賀市じりつ支援協議会の評価は、第5期の計画に反映されますか。

(事務局)

地域生活支援事業の評価については、加賀市じりつ支援協議会全体会で一度加賀市としての自己評価について議論してもらっています。その結果を、今回の資料に記載しています。本日の分科会で更なる評価を頂きましたら、その内容をじりつ支援協議会に報告しまして、いただきましたご意見を次の計画、次の施策に反映させていきたいと考えています。

(長谷川会長)

それでは、次に、事務局より議事の(2)の説明をお願いします。

(事務局)

資料2について説明

(長谷川会長)

ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(樫尾委員)

方針(案)の3. 施策体系のI. 手話への理解の促進及び手話の普及に関して質問です。民間の事業所や医療機関、加賀市の職員に対する手話の研修をどのように考えていますか。また、この研修等の進行状況やその他進捗を誰がどのようにチェックすることになっていますか。また、どのように判定していきますか。

(事務局)

市の職員、病院の職員、消防関係者に関しては、施策方針(案)の5ページに記載してあるように、手話講座を開催し、各窓口の対応の充実を図ることになっています。

また、チェックについては、手話施策推進協議会を来年度にも開催し、具体的な取り組み内容の検討を行います。市からは12月に手話施策推進協議会に報告します。次年度の内容もその時

に協議することになっています。

(樫尾委員)

それは、あくまでもプランであって、聴覚障がい者の方が医療機関や各事業所、色々な所に赴いたときに、年を経るごとに職員や関係者が手話を習得し、上達していなければ施策が反映されたことにはならないと思いますが。手話施策推進協議会でもきちんとチェックして行って、手話に対する理解促進を進めてほしい。

(ふれあい福祉課長)

方針趣旨の最後にもあるように、「ここに暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち、そして、市民みんなが手話で『こんにちは』とあいさつができるまちをつくります。」とあるように、市の職員については、3年未満の職員全員に対しては、挨拶と自分の名前を手話で表現できるようにする講座をすでに開いています。その他の職員に関しても挨拶くらいは手話でできるように人事とも相談しながら研修を進めていく予定となっています。

手話施策推進協議会では、これらの進捗状況を伝え、進め方については年次計画を確認しながら進めていきたいと考えています。

(長谷川会長)

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ここで休憩に入ります。

10分の休憩としますので、会場の時計で2時27分までとします。

～休憩～

(長谷川会長)

それでは、再開いたします。

議事の(3)を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料3について説明

(長谷川会長)

資料3の説明が終わりましたので質疑応答に入りたいと思います。まず、各委員より事前に提出いただいているご意見、ご質問について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

③「問23-どのようなときに差別や嫌な思いをされましたか」及び、「問17-障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか」に関連して【意見】について。

理解促進のための市の取り組みとしては、広く市民を対象として、障がいへの理解・啓発に関する講演会を毎年実施しています。

また本年度は、「あたりまえに暮らせるまちづくり」と題して広報に福祉制度や障がい者への配慮や対応に関する記事を連載中です。

この他、小学生を対象とした手話教室や児童・高齢者・福祉協力員・民生児童委員を対象に地域へ出向き「みんなでやさしいまちづくり教室」や「かも丸講座」などの出前講座も積極的に取り組んでおります。

平成28年4月に障害者差別解消法の施行に伴い、ふれあい福祉課に相談窓口を設置しました。

また、合理的配慮に関係して、臨時職員、保育所、消防等各出先機関の職員も含め、全職員に対して研修を行いました。

企業における取り組みとしては、相談支援事業就労強化事業として行っている企業訪問において、合理的配慮が必要でお互いに意見を合意形成していくことがもとめられていることの説明を行っております。

このほか、南加賀就労支援強化連絡会において、就労セミナーとして、雇い入れや職場定着について実際に実施している企業側の取り組みを参加した企業に行き、企業側の障害者雇用の不安解消と雇用管理のヒントを伝える機会をもうけ、障害者ひとくくりではなく、個人個人の適正にあった就労の維持の重要性を発信しています。

今後もこのような取り組みを継続していくことが大事だと考えています。

また、障がい当事者と家族で構成している3障がい協議会の自発的取り組みとして、12月3日に障害者週間が始まることから、アビオシティ加賀店で街頭キャンペーンを実施し、啓発チラシを配布する予定となっております。

これからも、地域への理解促進の啓発活動を行っていく予定です。

(長谷川会長)

議事の(3)への事前質問への事務局の説明が終わりましたので、これに対するご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(河野委員)

今回のアンケート結果では、公共交通手段が乏しいことが問題として挙がっています。現状として交通資源としては乗り合いタクシーなどがありますが、より柔軟な充実と利便性の向上が求められていると思われれます。市として具体的に、どのようにしようとしているのか方向性を知りたいので、教えてほしい。

お願いですが、今回の資料が先週の土曜日に届きました。できれば、もう少し早く見たいと思うので、お願いします。

(事務局)

移動手段についてですが、公共交通のひとつでもある乗り合いタクシーの担当部署が企画課となっております。利用促進や、利用しやすい時間帯の設定などは、利用者の声を聞きながら決めているようです。市としては、乗り合いタクシーの充実を考えています。

(河野委員)

乗り合いタクシーをより使ってもらいたいということでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

利用者については少しずつ増えていると聞いています。

資料の送付は、祝日があった関係で、発送が遅くなってしまいました。これからは、一週間前には送れるように努力したいと思います。

(谷井委員)

質問が2点あります。

アンケート調査について。

障がいのある人の生活実態をつかんで計画に反映したい趣旨はわかります。しかし、回収された意見は322名分。手帳を持っている人の7.6%の人の意見でしかない。しかも、そのうちの身体が80%。知的、精神、高齢者、障がい児などの少数意見は小さくなり、このような人たちの様々な悩みや要望、意見を取り込めるのか。障がい別などで分析すべきではないのか。実態に即して、実態をつかんだうえでのアンケート結果と言えるのか。身体の人たちの意見だけのアンケート結果ではないと、本当に言えるのか。このような結果を基にして、本当に次の計画はまとまるのか。このことについて、市としてどのように考えているのかを知りたい。

福祉サービスの利用等についての質問に対して、無回答が非常に多いことについて。

これが意味することをどのように理解しているのか。福祉サービスの内容がわからないから利用していないのか、利用したい福祉サービスがないから利用していないのか。市のサービスに関して期待をしていないから、無関心だから無回答なのか。回答していない人の意図することが非常に大きいのではないのか。

また、600人以上に依頼して、半数余りの回答しか得られなかったことに対して、回答してくれなかった人の意見を無視してもいいのか。

これらについて、市の意見を聞きたい。

(事務局)

アンケートの結果が少ないのではないかとこのことについて、発送数は、統計学上は信頼できる数になっております。また、返送数も50%くらいを想定していましたので、それも見込んだうえで発送数を決めております。

個々の傾向につきましては、アンケートでは得るのが難しいのが実情です。いろいろな会議等で個々の問題になっているケースの報告や意見を聞きながら計画を策定していきたいと考えております。アンケートだけを使うわけではございません。

無回答が多い設問があったことについては、設問の仕方がまずかったのかもしれないと、反省しています。「サービスを利用していない」という回答欄がなかったのが、悪かったのかもしれませんが。もしくは、サービスの内容自体を詳しく理解していないがために回答ができなかったことも考えられますので、次回のアンケートの際には、留意したいと思います。

(谷井委員)

福祉サービスの内容について理解している人は少ないと思います。より深くより広くもっと、発信していく必要があるのでは。

「悩みを誰に相談していますか」や、「福祉サービスについての情報をどこから得ていますか」などの設問は、本当は友人、知人からが正しい。行政機関からの広報ではそういう記事を見たことがない。そのことを理解していますか。「このようなサービスをしている」ということをもっとPRしていくべき。そうすれば、このようなサービスを利用してみようという気になってくる。

まず、理解を深めてもらうことに注力していくべきでは。

(ふれあい福祉課長)

周知は、相談支援専門員や障がいの相談員を通じて周知していきたいと考えております。

アンケート調査につきましても、調査の結果だけでなく、地域で活躍している委員の皆様はじめ、いろいろな方々からご意見を頂くことが、計画への反映につながりますので、ぜひ積極的な

ご意見を頂きたいと思います。

(健康福祉部長)

周知については、障がい者施策に限らず、子育て施策、高齢者施策、環境施策など、全てに該当するものと思っています。市としては、ホームページ、広報等を通じて情報を出しているつもりですが、市民の皆様からは、適切な時に適切な情報になっていない、との声も聞いております。

特に福祉サービスに関する場合は、詳細なものを出した場合、「内容が難しすぎてわからない」と言われる。逆に簡単にすると、また「何を言いたいかわからない」と言われる。

市としても試行錯誤を繰り返しています。なので、本当にわかってもらうには、相談をしてもらうことが大事と考えています。介護ならケアマネージャーに、障がいなら、市内に6か所ある相談支援事業所や18名の各障がい者相談員などに相談してもらう。そして、その相談に対して、市としてきちんと対応していく。そういう形で案内をしていくのがいいと思っています。

「困った時には、相談員等へ相談してください。」「そうすれば、的確な支援を受けることができます。」そのように周知していきたいと考えております。

支援の体制の確立・強化ももちろんしていきたいと考えております。

(谷井委員)

問21に関して言えば、ホームページで情報を公開していると市は言っていますが、実際にホームページを見ているのは4.6%しかいない。それだけの人にしか、情報が届いていないということになります。問21の結果をどのように活用するかということなんです。

また、支援員はたくさんいるとのことですが、実際に利用しているのは、数パーセントの人だけであることを理解していただきたい。

(長谷川会長)

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、議事の(4)を事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料4について説明

(長谷川会長)

議事の(4)へのご意見、ご質問や、それ以外のご意見、ご質問などはございませんか。

(篠原委員)

今回は骨子(案)ではなく、障がい者プラン自体が出てくると思っていましたので、正直残念です。というのも、次年度の政策経費の予算について事務当局で精査している時期と思われるからです。骨子(案)にはアンケートの結果を踏まえた施策や手話施策推進方針に基づく施策が盛り込まれることが明記されています。そうであれば、次年度から実施される具体的な施策の内容が明示されてもいいのではないかと。次回の分科会で具体的なプランが出てくるということですが、そのときにはすでに来年度の予算は決定してしまっています。そうになると、盛り込まれなかったものは1年間スタートが遅れてしまうことになります。

どのような具体的な施策を考えているかを、この会議で検討させてもらいたい。そういう内容になってほしかった、という意見です。

(樫尾委員)

質問を3点、意見を2点お願いします。

質問1、この障がい者計画についてですが、誰が誰のために作ってどれだけ活用されるのかを、もう一度はっきりしてほしい。

質問2、相談員になって10年ほど経ちます。手帳を持っている人にはセーフティネットがあり、計画でも考えていると思いますが、障がいがあるのに手帳を持っていない人に対して、市はどのように救っていくつもりですか。

質問3、アンケートで誰に相談するかという設問での市としての検討は不十分です。もっと精査するべきではないか。

意見1、悩みをどこに相談するかについて、ガイドブックはありますが、内容が細かすぎて分かりづらいです。次期計画では、ぜひリーフレットを作ってください。

意見2、前回の分科会でもお願いしましたが、事前資料についてはどの委員も一読している前提で、議事をすすめていただきたい。こちらとしては質問をもっとしたいのに、時間が足りなくてできません。とても物足りない気分になります。何とかこれを打開してほしいです。

(事務局)

篠原委員からのご意見ですが、障がい者計画に関しては、骨組みを示してから詳細を決めていきたいと考えておりましたので、このようになってしまいました。確かに、このままでは次年度予算に間に合わないことを心配されるのは、ごもっともなことです。計画策定と並行して次期計画のうち次年度から想定すべき事業に関しましては、その旨想定して予算要求を行っています。

樫尾委員からのご質問ですが、この障がい者計画は、障がいのあるすべてのひとをサポートすることを基本と考えております。ですから手帳の有無に限定しておりません。「障がいの有無にかかわらず、誰もがあたり前の生活を送れる」まちづくりを理念としており、手帳所持者に限定しておりません。

誰に相談したらいいかわからず、困った時のためのリーフレットに関しては、アンケートでも誰に相談したらいいかわからないという声がありましたので、作成を前向きに考えていきたいと考えております。

障がい者計画がわかる人が少ないことについては、概要版を作成したいと考えております。

説明時間が長いことは、前回も指摘されたことでしたが、簡潔に説明できるように取り組んでいきたいと考えております。

(長谷川会長)

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

全体質問の前に、議事の(5)を事務局より説明をお願いします。

(ふれあい福祉課長)

ありがとうございました。第1回分科会では、障がい者計画について、第2回分科会では障がい福祉計画および地域生活支援事業についてご審議いただきました。ご審議の内容とアンケートの結果を踏まえたうえで計画(案)を作成していく予定でございます。その後のスケジュールについて説明いたします。

(事務局)

第3回の分科会は平成30年2月8日を予定しております。それまでに、まず計画の素案を作

成いたしまして、委員の皆様へ送付させていただきます。委員の皆様からのご意見を集約いたしまして、計画（案）を作成しまして、次回の分科会でご確認をいただきたいと思っております。

資料5について説明

（長谷川会長）

全体を通してのご意見、ご質問などはございませんか。

（篠原委員）

差別解消法に伴う市の職員に対しての研修が行われたとのことで、大変うれしく思っています。この研修の実施状況について具体的に知りたいので教えてください。

回数、規模、頻度、具体的な内容などについて、よろしくお願いします。

（事務局）

3段階に分けて研修を行いました。

今年度初めに新採用職員及び3年目までの職員全員を対象に二日に分けて行いました。次に8月に管理職全員を対象にこちらも二日に分けて行いました。11月には臨時職員を含む一般職員全員を対象に行っております。こちらはおよそ1,100名が対象となります。

資料はパワーポイントで作成し、資料も配布しました。今後も研修は行っていく予定です。

また、医療センターについては別途、対応要領を作ることになっておりますので、把握できておりません。

（長谷川会長）

他にございませんでしょうか。

よろしければ、本日の議題については、すべて終了しました。

委員の皆様方には、長時間にわたってのご審議ありがとうございました。

（事務局）

皆様、長時間のご審議、ありがとうございました。

第3回障害者分科会は、来年2月8日を予定しています。後日、正式に文書でご案内しますので、よろしくお願いします。

これをもちまして、本日の障害者分科会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

お気を付けてお帰りください。

□閉会（午後3時30分）